

会長選出に関する内規

(総則)

第1条 この内規は、有道会会則第8条に基づき、有道会会長の選出に関して必要な事項を定めるものとする。

(選挙管理委員会)

第2条 有道会会長選挙に関する事務全般を管理するため、港区芝2-5-20「有道会事務局」内に「中央選挙管理委員会」（以下「中央選管」という）を設ける。

- 2 中央選管は5名の委員によって構成する。
- 3 中央選管の委員は会長が任命し、議員総会に報告する。任期は4年とする。ただし、任期満了後も後任者が就任するまでの期間は、なおその職務を行なうものとする。
- 4 会長候補者及び立会人になる場合は、中央選管の委員を辞さなければならない。
- 5 委員は、事務職員に必要な指示をすることができる。
- 6 中央選管の委員長は、委員の互選により決定する。

(中央選管の職務)

第3条 中央選管は、会長の選挙に関し、次の事項につき、本内規の定めるところに従い必要な職務を行なう。

- ①選挙期日を定め、これを公告することに関する事項
 - ②立候補者の届出の受付及び受理に関する事項
 - ③立候補者の所信表明に関する事項
 - ④有権者の確認と投票の管理及び開票に関する事項
 - ⑤当選者の決定に関する事項
 - ⑥選挙手続きに関する不服申し立ての受理及び審査に関する事項、選挙手続きの効力に関する審査・判定に関する事項
 - ⑦その他選挙手続きの公正確保に必要とされる事項
- 2 中央選管における議事事項の決定は、全委員出席（委任状出席を含む）のもとの多数決による。

(選挙の期日)

第4条 会長選挙の期日は、執行部会の議を経て中央選管で定め、会長選挙が行なわれる日の5日前までに、有権者に公告する。

- 2 任期満了による会長選挙は、任期満了後30日以内に行なう。
- 3 任期途中で会長が欠けた場合は、欠けた日から30日以内に行なう。

(候補者)

第5条 会長選挙の候補者となることができる者は有道会所属の宗議会議員とする。

- 2 会長選挙に立候補する者は、有権者の中から保証人二名を定め、所定の書式により、選挙日の前日 11 時から前日 14 時までに中央選管に直接届け出なければならない。但し特別な理由がある場合保証人が届けることができる。
- 3 会長候補者が立候補を取り下げようとする場合、書面を持って選挙日の前日 17 時までに中央選管に申し出るものとする。
- 4 立候補の届け出がない場合は、議員総会の合議により選考委員を選出し、会長候補者を推薦する。
- 5 会長候補者は、選挙当日、宗政に関する政策及び会運営の方針について有権者に所信表明するものとする。
- 6 会長候補者は、選挙の清潔、明朗及び公正を遵守し、特に問候、献香、饗応、金品の授受等を行ってはならない。

(有権者)

第 6 条 会長選挙の投票権を有する者は選挙日当日の有道会所属宗議会議員とする。

(投票及び開票)

第 7 条 投票は無記名投票とし、代理投票及び不在者投票は認めない。

- 2 候補者は保証人のうち一名を立会人と定める。
- 3 開票は、立会人陪席のもと中央選管が行なう。

(当選者の決定)

第 8 条 中央選管は、有効投票の過半数を得た候補者を当選者と決定する。

- 2 3 名以上の候補者があり、過半数を得た候補者がいない場合は、上位 2 名による決選投票を行なう。
- 3 決選投票の当選者は、得票数が多数であった候補者とする。ただし得票が同数であった場合は、くじで決するものとする。
- 4 会長の候補者が一人である場合は、会長選挙の投票は行わず、その候補者をもって当選者とする。

(無効及び不服申し立て)

第 9 条 中央選管は、会長選挙において、重大な違反及び瑕疵が判明し、選挙の公正が著しく損なわれたと判断した場合、選挙の無効を宣言することができる。

- 2 前項の宣言は、議員総会の承認を得た後、効力を発生する。その場合、中央選管は、改めて会長選挙を行なわなければならない。
- 3 本規則による会長選挙の手続きに関して不服がある有権者は、書面をもって中央選管に申し立てをすることができる。
- 4 前項の申し立てがあった場合、中央選管はすみやかに審査を行い、必要な措置を決定しなければならない。

附 則

この内規は、平成 22 年 7 月 22 日から実施する。

この内規は、平成 29 年 11 月 28 日から実施する。

この内規は、令和元年 5 月 9 日から実施する。